

令和8年度 事業計画書



社会福祉法人 うきは市社会福祉協議会

— 目 次 —

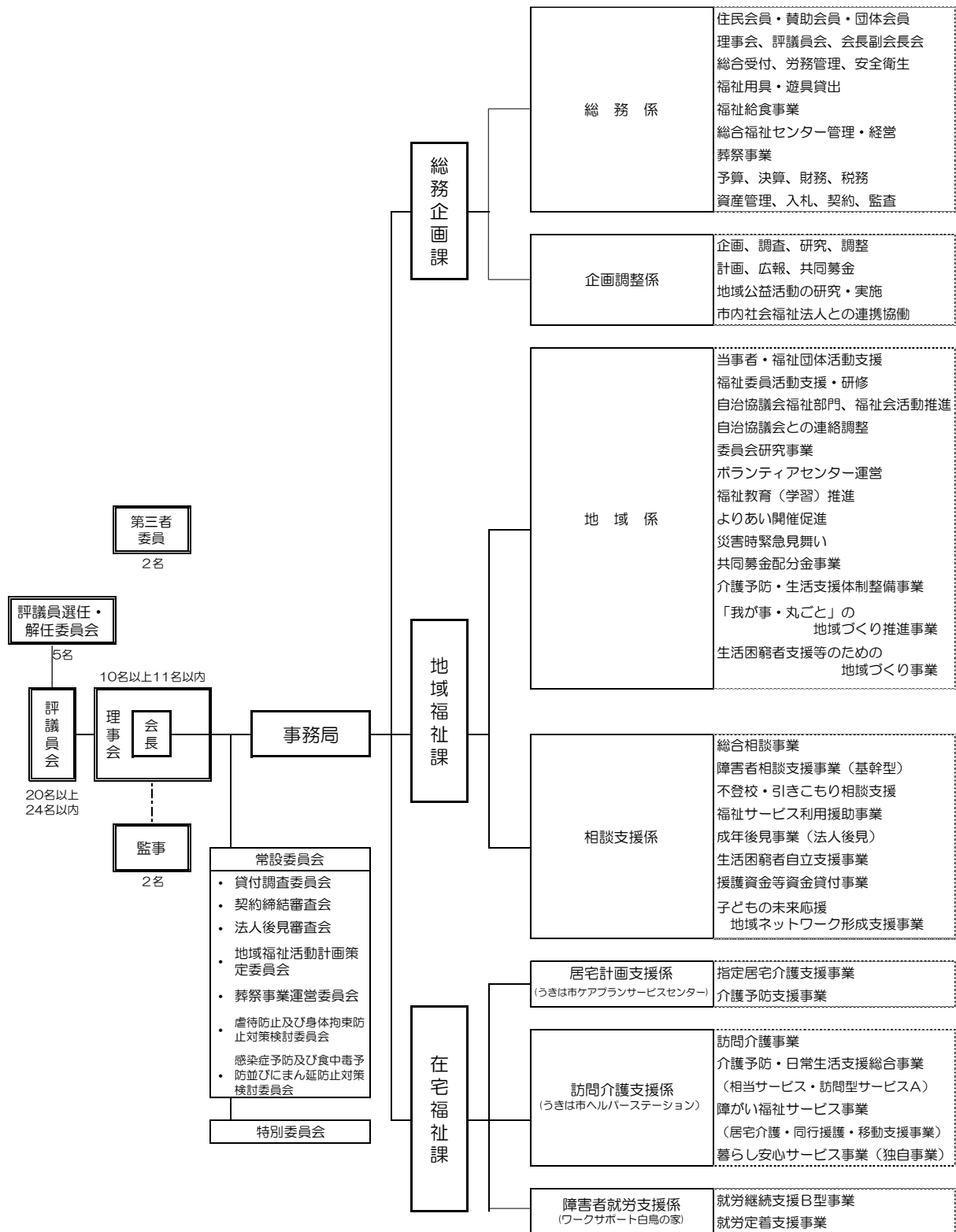
うきは市社会福祉協議会組織図	1
----------------	---

令和8年度事業計画

運営理念・基本目標・令和8年度活動方針	2
総務・企画部門	3
地域福祉部門	6
在宅福祉部門	12

うきは市社会福祉協議会組織図

令和8年4月1日



運 営 理 念

1. 住民の皆さまの色々な声をしっかり聴きとり一緒に考えます。
2. より多くの住民皆さまと力を合わせて福祉のまちづくりを実現します。
3. サービスの質を高め在宅福祉を充実します。
4. 行政等では対応できないことでも住民皆さまと共に取り組んでいきます。
5. 地域の皆さまに積極的に福祉の情報を提供します。

基本目標『誰もが幸せに暮らせるまちづくり』

令和8年度活動方針

地域共生社会実現に向けた「福祉のまちづくり」

本会では、子ども、高齢者、障がい者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けて事業を進めてきたところですが、うきは市に於いても少子高齢化と集落の小規模化が同時進行し、様々な地域行事や営みが困難になる限界集落現象が切実な課題となっています。また、コロナ禍を経て、支援を必要とする方が抱える多様で複合的な地域生活課題が更に顕在化しており、制度や分野の枠に捉われず切れ目のない支援体制づくりが、これまで以上に強く求められていきます。

市民生活の場では、物価高騰等の影響により、生活困窮の課題に直面しており、特に欠かせない「食」について、フードドライブ実施に関する協定を基盤とし、企業やサポーターとの協働による支援活動、生活困窮者支援の理解と啓発を継続すると共に、受援力を高められる意識の醸成を図り、うきは市が一体となって支え合える地域づくりを進めていきます。

今年度より2カ年で、うきは市と一体的に策定します「第5期うきは市地域福祉計画・地域福祉活動計画」に於いては、第4期計画の進捗状況を検証すると共に、アンケートやヒアリング調査、座談会等を通じ、多くの市民皆様の意見や各層の参画を得て、絵に描いた餅とならないよう、現状に則った計画の策定に努めていきます。

また、近年頻発する多様な災害に対し、昨年度道の駅うきは防災倉庫に整備した、広域的に活用できる資機材を含め、災害ボランティアセンターマニュアルの見直しを随時行い、平時の備えを充足させていきます。

障害者福祉事業であるワークサポート白鳥の家に於いては、就労継続支援B型事業所として、障がいのある方の「働きたい」想いをサポートしながら、新しい分野での仕事の開拓を進め、生産活動の充実を図っていきます。また、就労訓練や就職支援についても継続させていきます。

葬祭事業に於いては、うきは斎場本館が完成から21年経過しており、これまでも計画的に施設整備を行っていますが、利用者アンケートの意見及び葬祭事業運営委員会の提言に基づき、老朽化が進むトイレの改修を行い、利用者にやさしい福祉葬儀に努めていきます。

最後に、すべての事業に於いて、社会福祉法に定められた「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」としての責務と住民皆さまの会として、地域の皆様の声や活動に寄り添いながら、福祉のまちづくりを進めていきます。

令和 8 年度の部門ごとの主な事業・活動内容は以下の通りです。
なお、説明文頭の◆新規事業、■重点事業を表しています。

— 総 務 ・ 企 画 部 門 —

■重点事項

- 社会福祉法及びその他関係法令に則り、事業運営・組織の透明性と財務規律の強化に努めていきます。また、法人のガバナンス強化を図り、コンプライアンス意識の醸成・定着を図る研修等を実施し、市民からの信頼をより一層得られるように取り組んでいきます。
- 本会が市民と協働で進める地域福祉活動への理解をいただくために、浄財の確保と使途の見える化を図り、社協会員拡大を推進していきます。併せて、経費節減や民間助成金の活用等を検討し、財政基盤の強化に努めます。
- 公益事業（葬祭事業）で展開する、低額で丁寧な葬儀について市民への周知を図り、故人の想いやご遺族に寄り添う福祉葬儀を推進していきます。併せて、「縁ディングノート」の活用及び終活セミナーの開催により、相続制度等の理解を深める取り組みに努めてまいります。また、安定した経営が継続出来るよう事業を進めていきます。
- 社会情勢に即した赤い羽根共同募金の活用を図るため、市民・関係機関・団体・企業等の理解と協力を通して、共感を得る「募金運動」を目指すと共に、募金を身近に感じられるための研究・啓発を実施します。（地域福祉課協働）
- 働き方改革関係法令に則り、雇用・労務管理の改善と向上に取り組み、職員育成と職員の資質向上及び職員体制の充実を図り意欲的に働きやすい職場環境づくりに努めていきます。

■事 業

1. 法人運営事業

□住民主体による経営と実践

- ・理事会（年6回程度） 評議員会（年2～3回程度） 正副会長会（年8回程度）
- ・評議員選任・解任委員会（年1回程度）
- ・新任役員、評議員の研修の実施
- ・役員の県社協等主催研修会への参加
- ・市民と協働で行う地域福祉活動の推進

■法人の健全経営

- ・社会福祉法その他関係法令、内部諸規程に則った適切な経営
- ・顧問税理士の助言及び社会福祉協議会モデル経理規程に則った適切な財務・会計事務
- ・顧問社会保険労務士の助言及び「働き方改革」に則った適切な労務管理
- ・職員安全衛生推進委員会による働きやすい職場環境づくり
- ・監事による定期監査（年5回）
- ・第三者委員による苦情相談会開催（年6回、えびね荘、水月吉井との共催）

■財政基盤の強化

- ・社協会員の拡大…社協事業と会費の使途を周知する機会を設け、会員加入促進を図る
…「社協の見える化」を推進するための研究・啓発を図る
- ・寄付文化の醸成…使途指定寄付、遺贈など新たな寄付のあり方の検討

- ・民間助成金の活用

■職員育成と職員体制の充実

- ・研修計画に基づいた職員育成研修の実施
- ・全職員を対象とした人権研修の実施
- ・人材確保に向けた雇用管理の改善（向上）
- ・職員の人材育成、資質向上、福祉資格取得促進
- ・専門職員配置の充実

2. 各部門の総合調整、活動支援

- 課長会議（月1回）
- 管理職会議（月1回）
- 緊急・災害対策検討委員会
- 連携・協働推進委員会
- 部門間連携・協働の充実

3. 福祉給食事業

- 食の自立支援事業（市受託）

一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯に、安心・安全で栄養バランスのとれた食事を提供することにより、健康増進を図ります。また、配食時の安否確認の徹底と、関係機関との連携により、安心した在宅生活が継続できるよう支援します。

- あったか宅配サービス（制度補足サービス）

「食の自立支援事業」が中止となった方や、非該当の方を対象として、健康で自立した生活を送ることが出来るよう、安心・安全で栄養バランスのとれた食事を提供していきます。

- 調理、配送コスト等の効率化の検討
- 配食ボランティアの活動周知及び確保

4. 管理・経営（指定管理）

- うきは市総合福祉センター

施設の目的に従って利用促進を図ると共に、計画的な施設・環境整備に努めます。
利用者（団体）等が安心安全な利用ができるように関係機関と連携を図っていきます。
・避難訓練の実施（年2回）

5. 福祉用具、遊具の無料貸出事業

- よりあいや子ども会、地域行事等への遊具の無料貸出と周知を図る
- 在宅介護者等への福祉用具の無料貸出
- 老人クラブ奉仕部、ボランティアの協力による福祉用具の点検整備

6. 公益事業（葬祭事業）

誰しも訪れる死に対し、華美な飾り付けや出費をあおらず、故人の希望をくみ、遺族に寄り添う、荘厳で丁寧な葬儀を低額で提供していきます。また、広報や地域の会合等を通して社協の葬祭事業（福祉葬儀）について、市民への周知を図ります。

- 自宅、寺院での葬儀の実施
- 斎場葬の実施…うきは斎場（本館ホール、本館和室、別館）
 - ・無料送迎バスの実施
 - ・無料朝食提供の実施
 - ・アンケート等に基づく計画的な施設・環境整備

□葬祭事業運営委員会（年2回程度）

- ・委員会による評価・提言をもとに、低額でより良い福祉葬儀を実施します。

■葬祭事業の周知

- ・地域の会合、視察等での事業の説明や、広報誌折込チラシ等による啓発を行い、一層の周知を図ります。

□衛生管理の実施

■福祉葬儀の充実

- ・「^{エン}縁ディングノート」の活用、終活セミナー開催による故人の思いやご遺族に寄り添う福祉葬儀への取り組みを実施します。
- ・身寄りがいない方、終活に不安を抱える方の相談に応じ、関係機関と連携を図っていきます。（地域福祉課協働）

7. 調査・企画・広報事業

行政や関係機関より福祉に関する統計情報（データ）を収集し、うきは市の福祉の全体像を把握すると共に、福祉座談会や広報誌等を通して福祉課題を拾い上げます。

併せて、広報誌やホームページなど様々な媒体により、地域福祉の情報を発信し、啓発活動を行い、社協の見える化を推進します。

□「ふくしのかわら版」を活用した地域課題の聞き取り

□年次調査統計要覧の作成

□社協だより「ふくしのかわら版」の編集発行（年12回）

□ホームページの管理・運営

□SNSの管理・運営

□防災無線（行政放送）の活用

□情報共有ツール活用の検討

- ※情報を必要とする方にスマートフォン等の通信媒体を活用し情報を配信・共有する手段（例：LINE、フェイスブック等）

8. 地域公益活動についての研究・実施（地域福祉部門・在宅福祉部門との協働）

地域福祉活動や在宅福祉事業など、様々な社協の取り組みから見える新たなニーズや、既存の制度では解決できない課題を解決するため、地域における公益的な取り組みについて研究し、実施していきます。

□各課との連携による地域の課題解決に向けた方策（サービス）の研究・実施

□ふくおかライフレスキュー事業（生活困窮者等への緊急支援）の実施

- ※生活困窮者等を対象に県内の社会福祉法人で組織され、その中に配置されたサポーターが相談支援を行い、それぞれの専門性や資源を活かして支援を行う事業

9. 市内の社会福祉法人との連絡調整・協働

□社会福祉法人連絡協議会（9法人）との連携による研修会等事業の実施

□各法人の職員代表による社会貢献プロジェクト委員会にて具体的な地域公益活動の研究、実施

10. 福岡県共同募金会 うきは市支会の事務（受託）

□理事会（年3回程度）

■市民の共同募金への信頼の確保及び募金使途の見える化

□共同募金運動推進協議会（9月）

■赤い羽根共同募金運動（10月1日～12月31日）

- ・募金活動の目的を明確にして、資材を活用した募金活動の啓発及び活性化を図ります。
- ・学校や民生委員、受配団体等協力のもと、街頭募金や事業所募金の推進に努めます。
- ・市民が募金を身近に感じられるための研究・啓発に努めます。（地域福祉部門との協働）

- 歳末たすけあい運動（12月1日～12月31日）
- 赤い羽根だより（4月発行）
- 災害義援金の受付・取次ぎ

11. うきは市社会福祉協議会事業継続計画（BCP）策定

大規模災害や感染症等の有事においても、重要な業務を中断させず、または必要なレベルで継続し、早期に復旧することができるよう、事前に業務継続計画を策定し研究していきます。

— 地 域 福 祉 部 門 —

■重点項目

- 地域共生社会の実現に向けて、より具体的かつ包括的に地域福祉を推進していくための計画として、第5期地域福祉計画・地域福祉活動計画を、令和8年度・9年度の2か年にて、うきは市と一体的に策定をします。
- 重層的支援体制整備事業として、複数の分野にまたがる相談等に対応し、一人ひとりの状況に応じた支援を充実させていき、うきは市や関係機関とともに、包括的な支援体制の構築を進めていきます。
- 生活困窮者支援等のための地域づくり事業として、フードバンク等を通じた助けあいの基盤となる仕組みづくりや助け合い活動に誰もが参加できる環境づくりを進め、地域や団体、企業等との連携を深めていきます。
- 地域支え合い推進員を配置し、第1層協議の場への参画、第2層協議の場への支援を通じ、介護が必要になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるよう、地域包括ケアシステムの深化に向けた取り組みを進めていきます。
- 「基幹相談支援センター」として、うきは市、関係機関、相談支援事業所や専門部会との連携を図り、障がい者の暮らしやすい地域づくりを進めていきます。
- 生活困窮者自立支援事業として、生活と就労に関する支援員を配置し、生活不安や困窮問題を抱えている方々に対し、就労や住まいの課題をはじめとする様々な相談に応じていきます。
- 加齢や障がいにより、判断能力が十分でない方が不利益を被らないように、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、成年後見制度の利用促進を行い、地域でその人らしい生活が送られるよう支援します。また、現在検討されている、身寄りのない高齢者等の支援策の在り方について、国の動向を注視していきます。

■事 業

1. 委員会研究事業

様々な生活課題に対応するため、必要に応じて特別委員会を設置し専門的に研究協議を行います。

2. 第5期地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定

- 市民意識調査の実施
- 福祉関係団体に対する団体アンケート及びヒアリング調査の実施
- 第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画の評価、検証
- うきは市地域福祉活動計画策定委員会の開催
- うきは市地域福祉計画策定への参画

3. 連絡調整事業

当事者団体・福祉団体をはじめ行政や関係機関との連携を図り活動を推進します。

- ☐行政・社協事務担当者連絡調整会議 ☐民生委員児童委員協議会代表委員会・定例会
- ☐両筑地区社会福祉協議会連絡会 ☐筑後地区高齢者・障害者支援連絡協議会
- ☐うきは市在宅医療介護連携事業（介護事業部会） ☐うきは市地域ケア会議
- ☐認知症初期集中支援チーム検討委員会
- ☐うきは市地域障害者協議会・部会 ☐うきは市要保護児童対策地域協議会
- うきは市地域福祉計画審議会 ☐うきは市献血推進協議会
- ☐うきは市ひとり暮らし高齢者等見守りネットワーク協議会
- ☐うきは市不登校・引きこもり対策相談支援事業サポート協議会
- ☐うきは市男女共同参画審議会 ☐要保護児童対策地域協議会・実務者会議
- ☐その他福祉関係諸機関・諸団体との連絡調整会議

4. 「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業（市受託事業）

- 福祉小座談会の開催 ☐福祉会活動運営助成
- ☐福祉会の設置・活動推進 ☐福祉会研修会の開催
- ☐民生委員児童委員と福祉委員による懇談会の開催
- ☐地区及び行政区福祉活動への支援
- 「生活・福祉丸ごと相談」による包括的相談支援の強化及び各機関と連携した支援
- アウトリーチ等を通じた継続的支援（困りごとを抱えながらも、必要な支援が届いていない方に支援を届ける事業）の実施
- 参加支援（孤独や孤立から社会につながる支援）事業の推進
- 重層的支援会議への参加、支援プラン作成・協議
- 各相談支援機関等との連携強化
- ☐市、地区自治協議会、第2層地域支え合い推進員との連携
- ☐ふれあいのまちづくり推進事業、介護予防・生活支援体制整備事業、生活困窮者自立支援事業等との協働

5. 生活困窮者支援等のための地域づくり事業（市受託事業）

- ☐生活困窮世帯のニーズ・課題把握
- 生活困窮者支援に関わる啓発（住民向け啓発講座の開催、ロゴデザインの活用）
- フードバンク事業うきうきフードバンク「うきたべる」の実施（フードドライブ、フードパントリーの実施、子ども食堂への支援等）
- フードバンク等を通じた助け合いの基盤となる仕組みづくりや誰もが助け合い活動に参加できる環境づくり（登録制サポーターの推進、フードバンク事業にかかる寄付付き商品の検討）
- 生活困窮者自立支援事業等他事業との協働

6. 介護予防・生活支援体制整備事業（市受託事業）

- 第1層地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）の配置
- 地域に不足するサービスの創出支援
- 協議の場の設置推進
- 第2層協議の場への支援及び第2層地域支え合い推進員への情報提供
- 関係機関、地域の事業所、当事者団体との連絡調整
- 市が開催する第1層協議の場への参画
- 地域ケア推進会議への参加

7. 生活困窮者自立支援事業（市受託事業）

- 自立相談支援事業：生活困窮状態にある方の様々な相談に応じ、本人や家族の抱えている課題を解決するために自立支援計画を策定し、関係機関と連携を図りながら必要な支援の提供につなげます。
- 就労準備支援事業：就労し自立を目指す相談者に対し、内職シェアステーション Coccoconne にて、生活リズムの改善や対人コミュニケーション訓練、居場所づくりなどの支援を行います。また、就労に結びつくための取り組みを支援します。
- 家計改善支援事業：家計に関するきめ細かい相談支援を実施します。
- 子どもの学習・生活支援事業：生活困窮状態の世帯や生活保護を受給している世帯、あるいはひとり親世帯の中学生を対象として学習支援を行います。また、高校進学後も必要に応じ、相談対応等を行います。
- 企業・関係機関との連携・協力 □市内フードバンク協力企業との連携
- フードバンク福岡との連携 □フードドライブの活用
- ふくおかライフレスキュー事業との連携・協働
- 「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業、生活困窮者支援等のための地域づくり事業
等他事業との協働

8. 福祉サービス利用援助事業（市受託事業）

判断能力が衰えても、高齢者や障がい者が地域で安心して生活できるように、本人との契約により金銭管理等の支援を行います。また、必要に応じて成年後見制度への移行を検討します。

- 福祉サービス利用援助サービス、金銭管理サービス、保管サービス（貸金庫サービス）
- 生活支援員の養成・育成
- 契約締結審査会の開催
- 成年後見制度への適宜移行
- ◆身寄りのない高齢者等の生活上の課題に対する支援策の在り方の研究

9. 成年後見事業

認知症や知的障害などにより判断能力が不十分で身寄りがないなどの理由から、市長申立てにより成年後見制度を利用される方を主な対象として受任し、本人の財産管理や身上監護・介護サービスの契約等の支援及び権利擁護を行います。

- 成年後見人の受任
- 法人後見審査会の開催
- 成年後見制度に関する相談受付、啓発活動

10. うきは市障害者相談支援センター（基幹相談支援センター）

（１）障害者相談支援事業（市受託事業）

障がいを持った方やその家族からの日常生活全般に係る相談に応じ、必要な情報の提供や、専門機関と連携することで障がい者（児）が自立した日常生活や社会生活を営むことが出来るように支援します。

■相談支援事業：障がい者（児）の様々な相談に応じ地域での生活を支援すると共に、地域の相談機関との連携を図ります。また、市とともに、うきは市地域障害者協議会の運営を行います。

■相談支援機能強化事業：専門的知識を持った相談員の配置を行い相談・支援体制の強化を図ります。（重層的支援体制整備事業との連携）

□障害支援区分認定調査

□点字・声の広報等発行事業：視覚障がい者用録音物、郵便物貸出。

■医療的ケア児等コーディネーターの配置（医療的ケア児等とその家族の支援に関する取り組み）

（２）指定相談支援事業

障がい者（児）が地域で安心して生活できるように、施設・病院・関係機関等との連絡調整を行い福祉サービスの利用計画を作成します。

■指定特定相談支援事業（市指定）：障がい者の福祉サービス利用計画の作成

■指定障害児相談支援事業（市指定）：障がい児の福祉サービス利用計画の作成

□指定一般相談支援事業（県指定）：障がい者の施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行する際の支援（地域移行支援）及び移行後の支援（地域定着支援）を行い、地域生活の安定を図ります。

（３）障害者社会参加促進事業（市受託事業）

■「ほっとスペースうきは」（うきは市総合福祉センター1階）の開設：月～金曜日
障がいを持った方の交流やつどいを目的としたスペースとして活用すると共に、相談支援を行います。

11. 不登校・引きこもり対策相談支援事業（市受託事業）

長期間学校に行けない児童・生徒や地域社会との接点を無くしているひきこもりの方とその家族からの相談をお受けするとともに、フリースペースを活用した、寄り添い支援を行います。また、家族会の実施や住民等への普及啓発、サポート協議会の開催を通じ、関係機関とのネットワークづくりを進めていきます。

□相談支援：本人、家族等の相談に応じ適切な助言を行うと共に、適切な関係機関へ繋がります。

□情報交換会：関係機関等との情報交換を行い、対象者への支援状況の把握に努めると共に、適切な支援方法についての検討を行います。

□相談室兼交流スペースの開設：月～金曜日

□家族会の支援（みつばちの会開催）

□啓発活動：セミナーの開催、社協だよりへの掲載

□不登校・引きこもりサポート協議会の協働実施（関係機関とのネットワーク構築）

□子どもの学習・生活支援事業との連携

12. 子どもの未来応援地域ネットワーク形成支援事業（市受託事業）

ひとり親家庭や経済的な困難家庭の子ども及び、貧困による課題（孤食等）を抱えている子ども（小学生）に対し、うきは市子ども・若者未来応援センター「こころん」を拠点として、学習機会の確保や学習習慣、生活習慣の習得を支援すると共に、支援が必要な子ども及びその親に対して、将来の自立に向けた支援を行います。

- ☐実務者会議の開催（随時）
- ☐学習・食事・居場所の包括的支援拠点の設置
- ☐こども家庭センター「うきはあと」・学校・関係機関との連携
- ☐フードバンク福岡との連携
- ☐市内フードバンク協力企業との連携
- ☐フードドライブの活用

13. ふれあいのまちづくり推進事業（市補助事業）

社会福祉協議会として、地域福祉の推進に向けた先導的な取り組みを継続すると共に、地域住民の参加と行政や関係機関との連携のもと、地域に即した創意工夫により具体的な課題に対応し、住民相互の助け合いや交流の輪を広げ、支え合う地域づくりを推進します。

（1）総合相談・援助

- ☐心配ごと相談（月 4 回）
- ☐弁護士無料法律相談（年 12 回）
- ☐司法書士無料法律相談（年 12 回）
- ☐障害年金無料相談（年 6 回）
- ☐第三者委員苦情相談（年 6 回）
- ☐相談員研修会

（2）地域生活支援事業

把握されたニーズを有する住民、世帯等に対し、生活支援のためのネットワーク等を形成し、見守りから具体的な課題の対応まで幅広い分野にわたる生活支援を継続的に実施します。

ア、生活支援ネットワーク等の形成

地区自治協議会（福祉部門）と連携し、地区の地域福祉推進活動を支援します。

- ☐地区自治協議会（福祉部門）連絡会

■福祉委員活動推進

- ☐福祉委員研修会（自治協議会福祉部門）
- ☐福祉委員だより「福祉委員かわら版」の発行
- ☐よりあい活動支援（職員・コーディネーター派遣等）
- ☐一人暮らし高齢者等見守り支援・活動推進

（3）住民参加による地域福祉事業

ア、地域の実状に応じた住民参加による地域福祉活動の実施

- ☐地域福祉活動普及啓発（当事者、関係者、住民啓発）
- ☐家族会支援

イ、在宅高齢者・障がい者に対する福祉サービス

- ☐福祉用具無料貸出
- ☐障がい者福祉情報の提供

ウ、ボランティア活動の推進

- ☐ボランティア活動の啓発
- ☐ボランティア講座の開催
- ☐よりあいコーディネーター派遣・育成
- ☐ボランティアセンター運営
- ☐ボランティアコーディネーター配置（相談受付、活動の需給調整等）
- ☐ふくおかきずなフェスティバルへの参加（研修会）

☐災害時等ボランティア活動の育成及び防災意識の醸成

エ、災害緊急支援活動

☐常設災害ボランティアセンター整備

☐災害ボランティアセンター設置・運営訓練（福岡県総合防災訓練への参加）

☐災害ボランティア養成講座（普及啓発）の開催

☐災害ボランティアセンターマニュアルの随時見直し

☐災害支援ボランティア団体「螢火うきは」との連携、支援・助成

14. 共同募金配分金事業

住民の皆様から寄せられた共同募金の配分金をもとに、様々な福祉活動を支援します。

（１）福祉教育に関する支援

☐福祉体験学習の実施

☐福祉教育教材「ともに生きる」配布

☐福祉教育推進指定校事業（全小中高等学校）

☐福祉教育推進指定校連絡会

（２）高齢者への支援

☐高齢者安心カード作成・配布

☐金婚祝福の会

☐老人クラブ連合会への支援・助成

☐地区一人金婚式開催への助成

☐あったか宅配サービス

☐在宅介護者の会への支援・助成

（３）児童青少年・子育てに関する支援

☐母子寡婦福祉会への支援・助成

☐子育て支援団体・育児サークルへの支援・助成

☐ひとり親家庭新入学お祝品贈呈

☐保護司会青少年弁論大会への助成

☐市内小・中学校制服リサイクル事業への支援・助成

☐「車に子どもが乗っています」ステッカー配布

☐新入学児童黄色い傘配布

（４）障がい者・家族への支援

☐障がい者団体への支援・助成

（５）住民全般に関する事業

■地区自治協議会（福祉部門）活動支援・助成

☐ボランティア活動団体への支援・助成

☐地域生活支援活動への助成

☐社協だより「ふくしのかわら版」の発行（総務企画課協働）

☐地域憩いの広場新設・修理助成

☐低所得者への支援（食料品等の支給）

☐火災等災害被災者へのお見舞い

（６）歳末たすけあい配分事業に関すること

☐年末見舞金の配布

☐年末年始地域援助活動助成

15. 資金貸付事業

低所得世帯及び経済的困窮者等に対して、資金の貸付や適切な助言指導を行うことによって、困窮状態の緩和や世帯等の自立を支援します。

☐生活福祉資金貸付事業（県社協受託）

☐育英奨学資金貸与事業（受付休止）

☐援護資金貸付事業

☐貸付調査委員会

☐生活困窮状態が続いている借受人世帯への相談支援業務（県社協受託）

16. 移送サービス支援事業（市補助事業）

障がい等により公共の交通機関を利用することが困難な方に対し、通院や買物等への移動支援を実施し、身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的に活動している会員制互助組織「ハンディ移送サービスうきは」に対して、福祉車両の貸与や需給調整などの活動支援や助成を行います。

□無償運送サービス活動「ハンディ移送サービスうきは」への活動支援・助成

17. たすけあい献血推進事業への協力

うきは市が行う地域住民による、愛のたすけあい献血運動推進への協力を行います。

□献血推進協議会への参加 □献血運動推進啓発活動（広報、PR 資材の掲示）

— 在 宅 福 祉 部 門 —

■重点事項

- 在宅福祉サービス部門は、働き方や職場環境の見直しで職員の離職を抑えるとともに、本当に必要な利用者ニーズを見極めながら、適切なサービス提供に努めます。
- 介護保険事業及び総合事業では、制度に沿った適正なサービスの提供を行い、利用者が安心・安全な生活を送ることができるようサポートすると共に、事業の継続ができるよう、他事業所とも連携しサービス確保に努めます。
- 居宅介護支援では、利用者本人や家族の意思を尊重し、その方に合った介護サービスに繋がるよう計画を作成すると共に、ICT を活用した事務効率化を図り、各事業所や地域包括支援センター等と連携し適正なケアマネジメントを行います。また必要な場合は、関係機関と十分協議を行います。
- 制度を補足するサービスとして、社協独自事業（暮らし安心サービス等）を実施し、他の地域活動やボランティア活動とも連携しながら、制度によるサービス提供が難しいケースにも柔軟に対応します。
- ワークサポート白鳥の家は、積極的な新規利用者の受け入れを行い、新たな仕事の導入による更なる工賃向上を目指します。また、就職可能な利用者には適切な支援を行い、将来的に自立した生活が送られるように、適切なサービスを提供します。

■事 業

1. 居宅計画支援事業（うきは市ケアプランサービスセンター）

利用者・家族の状況や意向を踏まえ、自立支援を目指すサービス計画を作成し、ICT を活用した事務効率化を図ります。

（1）介護保険事業

□指定居宅介護支援事業

（2）介護予防支援事業（浮羽包括支援センター受託）

2. 訪問介護支援事業（うきは市ヘルパーステーション）

サービス計画に沿った個別支援計画を作成し、利用者が自立した日常生活を送れるようにサービス提供を行います。また、新規利用者獲得を進め、必要な方へサービスが届くように努めます。

（1）介護保険事業

- 指定訪問介護
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業
 - 介護予防訪問介護相当サービス □訪問型サービス A
- (3) 障がい福祉サービス事業
 - 居宅介護 □同行援護（視覚障がい者へのガイドヘルプ）
 - 移動支援事業（市受託）

3. 障害者就労支援事業（ワークサポート 白鳥の家）

□就労継続支援B型事業

- ・働く機会や社会参加等の機会を提供すると共に、訓練・相談を通じて日常生活の支援を行います。
- ・利用者の工賃の増額と安定的な支給が出来るよう、生産活動の拡充と新規生産活動及び販路の開拓を行います。
- ・工賃向上のために、うきは市外の事業所・企業等との連携を図ります。
- ・送迎サービスにより、広域な利用者確保に努めます。
- ・給食サービスにより、健康維持増進の一助と、家事技術の習得に努めます。
- ・一般就労に向けた訓練や職場実習の一環として、施設外就労受け入れ先の開拓を行います。
- ・就職して間もない利用者（就職後6か月以内の方）の不安の解消、職場定着を図るため、就職先を訪問し、利用者及び事業主（雇用主）の相談に応じるなど継続した支援を行います。

【生産活動内容】

- *アルミ回収作業（ボランティアの協力を得て行います。）
- *企業からの下請け作業
- *自主製品の製作販売・・・牛乳パック再生椅子、小物作り
- *スワンショップ・・・日用雑貨品の販売
- *パンの家スワンベーカリー・・・パンの製造販売、焼き菓子の製造販売
- *ドライフルーツ等農産加工品の製造販売
- *施設外作業の受託

□就労定着支援事業

- ・利用者（就職後6か月以降3年未満の方）の職場定着を図るため、定期的に職場を訪問し、対面等による相談に応じるほか、事業主（雇用主）との情報交換や状況把握等により必要な支援を行います。また、支援内容を記載した報告書（支援レポート）を活用し、本人、その他必要な関係者で共有しながら、効果的な支援につなげていきます。
- ・利用者来所時は面談等を行い、職場のこと以外にも家庭や地域、友人関係など、利用者の心配ごとなどを聞き取り、生活面及び社会性向上のための支援を行います。

【支援内容】

- *職場への訪問支援等（利用者への相談支援等）
- *雇用する事業主への訪問支援（状況の把握、相談支援等）

4. 制度補足サービス事業

介護保険制度など法定事業の範囲では対応できないサービスについて、利用者や家族、介護支援専門員等の要望に応じ、社協独自のサービス提供を行います。

□暮らし安心サービス（うきは市ヘルパーステーション）

日常生活援助サービス（調理、洗濯、掃除、買物等）、身体介護サービス（通院介助、排泄介助、食事介助等）、その他にも利用者の生活環境を整備するために必要なサービスを提供し、自立した在宅生活が送られるよう支援します。

5. 各委員会の開催

制度上必要な委員会を開催し、利用者及びサービス提供等に関わる重要な事項を検討します。

☐虐待防止及び身体拘束防止対策検討委員会

☐感染症予防及び食中毒予防並びにまん延防止対策検討委員会

6. 連携・協働事業

☐うきはブロック介護サービス事業連絡会の活動により、サービス事業者間の情報交換、研修会等に参加し、事業者間の連携と職員の資質向上に努めると共に、連絡会の事務局として、連絡調整等の役割を担っていきます。また、朝倉介護保険事業者協議会との連携を深め、研修活動の共同開催や有事の際の利用者の受け入れ態勢の強化を図ります。